

一般社団法人日本外科学会外科研究の利益相反に関する 指針違反者に対する措置に関する規則（定款施行細則第11号）

（本規則の目的）

第1条 この規則は、この法人（以下、本会と略記）が定める外科研究の利益相反に関する指針（以下、指針と略記）違反者への措置を行う場合において、手続きが公正・迅速に処理されるために必要な事項を定め、本会の秩序を維持するとともに、本会の信用及び名誉を保持することを目的とする。

（本規則の濫用の禁止）

第2条 本規則の運用にあたっては、産学連携による研究活動の萎縮を招くことのないよう十分配慮するものとする。

（指針違反者に対する注意、勧告）

第3条 利益相反委員会は、指針違反者に対して、注意、勧告を行うことができる。

（理事会への申し出）

第4条 利益相反委員会の注意、勧告にもかかわらず、指針違反者がこれに従わない場合において、当

該指針違反が重大な遵守不履行に該当するおそれがあると認められる場合には、利益相反委員会は、理事会に対し、指針違反者への措置にかかる審議を行うことを申し出ることができる。

（手続）

第5条 前条の申し出が行われた場合において、理事会が審議を行うことが相当と認める場合には、指針違反者への措置にかかる審議及び措置を行うものとし、この場合における手続は、本会会員懲戒規則（定款施行細則第9号）に準じるものとする。

第6条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって変更することができる。

第7条 この規則は、理事会及び社員総会の決議によって廃止することができる。

附 則

1 この規則は、平成25年4月10日から施行する。